

○国外運転免許証の交付に関する事務取扱要領の制定について(通達甲)

平成28年 3月25日

免許発第73号

改正 令和3年2月16日免許発第40号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

国外運転免許証の交付事務については、「国外運転免許証の交付に関する事務取扱要領の制定について(例規)」(平成24年8月13日高免発第165号)に基づき運用しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「国外運転免許証の交付に関する事務取扱要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、周知徹底されたい。

別添

国外運転免許証の交付に関する事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第107条の7に規定する国外運転免許証の交付に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

第2 申請の受理

- 1 国外運転免許証の交付申請(以下「申請」という。)の受理は、国外運転免許証の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)の住所地に応じ、次表に掲げる受理場所において行うものとする。

住所地	受理場所
高知市内	免許センター
高知東署の管轄区域 (高知市内を除く。)	免許センター又は本山警察庁舎
土佐署の管轄区域	免許センター又は土佐署(分庁舎を除く。)
高知署、高知南署、高知東署及び土佐署以外の署の管轄区域	免許センター又は当該署(当該署の分庁舎を含む。)

- 2 受付をする日は、高知県の休日を定める条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項各号に定められた日(以下「県の休日」という。)以外の日とし、受付をする時間は、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 免許センター

午前 8 時30分から午前11時まで及び午後 1 時から午後 3 時までの間

(2) 免許センター以外

午前 8 時30分から午前11時まで及び午後 1 時から午後 3 時30分までの間

3 申請者は、法第107条の 7 の規定により免許(大型特殊免許、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び仮免許を除く。)を現に受けている者であって、高知県内に住所地を有するものとする。この場合において、申請者がこれから外国に渡航する者であるか、既に外国に渡航している者であるかを問わないものとする。

4 申請は、申請者本人が受理場所に出頭して行うことを原則とする。ただし、免許センター長及び署長(高知署、高知南署及び高知東署(分庁舎において申請する場合を除く。))の各署長を除く。以下同じ。)は、申請者が既に外国へ渡航している者である場合は、申請を受理した日からその者が受けている免許に係る免許証の有効期限の満了日までの間がおおむね 3 か月以上あるときに限り、申請者との代理関係を明らかにすることのできる親族等(以下「代理申請者」という。)による代理申請を認めることができるものとする。

5 免許センター長及び署長は、申請者が外国に渡航する場合において、その国外運転免許証の有効期間中に免許証の有効期間が満了すると予想されるとき(渡航後長期間外国に滞在し、免許証の有効期間内に帰国できないときをいう。)は、法第101条の 2 の規定による更新期間前における免許証の更新について申請者に教示するものとする。

### 第 3 提出書類等

免許センター長及び署長は、申請者に対し、次の要領により道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。)第37条の 9 第 1 項の規定による規則別記様式第22の 8 の国外運転免許証交付申請書(以下「申請書」という。)及び添付書類等を提出させるものとする。

#### 1 申請書

申請書の記載要領は、次のとおりとする。また、外国人の申請者の利便を図るため、「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について(令和 2 年12月25日警察庁丙運発第29号。以下「外国免許関係事務取扱い要領」という。)別添第14の国外運転免許証の交付申請書の見本(英文)を備えておくこと。

(1) 国外運転免許証の申請区分の欄

申請者が現に受けている免許の種類に応じ、規則第37条の 8 の規定に基づき、国外運転免許証表紙 2 ページの裏のA、B、C、D、Eの符号で記載させること。

(2) 出生地の欄

申請者が本邦で出生した者である場合にあっては都道府県名を、申請者が外国で出生した者である場合にあってはカタカナ又は漢字で国名を記載させること。この場合において、外国名の記載は、外国免許関係事務取扱い要領別添第15の外国の国名一覧によるものとする。

(3) 氏名の欄

申請者が現に受けている免許に係る免許証の氏名欄に記載されているものを記載させること。

(4) 生年月日の欄

西暦で記載させること。

(5) 免許証の記載事項の変更の有無の欄

現に受けている免許に係る免許証に記載事項の変更がある場合には「有」を、当該免許証の記載事項に変更がない場合には「無」を、それぞれ○で囲ませること。

(6) 免許証の写しの欄

現に受けている免許に係る免許証又は在日米軍許可証の表側及び裏側を複写すること。

2 添付書類等

(1) 申請者が現に受けている免許に係る免許証(規則第37条の9第2項第1号)

(2) 写真(規則第37条の9第2項第2号に定めるもの)1枚

(3) 申請者が外国に渡航する者であることを証する次のいずれかの書面  
ア 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第1号及び第2号に規定する旅券(外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は旅券に代わる証明書を含む。)

イ 船員手帳又は乗船通知書

ウ 公用旅券発給請求書(旅券法第4条第1項第1号)の写し

エ 申請者が公務により海外出張をする公務員等である場合にあっては、各省庁、都道府県又は市町村の長等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面

オ 申請者がアからエまでの書面を提出することができない者である場合については、旅行業者等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面等

カ 申請者が既に外国へ渡航中の者で、第2の4による代理申請を認められた者である場合は、その者から代理申請者に宛てた依頼文書等

### 3 手数料の納付

高知県警察手数料徴収条例(平成12年県条例第32号)第16条第3項に定める国外運転免許証交付手数料の額に相当する高知県収入証紙を所定の用紙に貼付させること。

## 第4 国外運転免許証の交付手続等

### 1 申請書の確認等及び国外運転免許証の作成等

(1) 免許センター長及び署長は、申請があったときは、第3の2に掲げる添付書類等により申請書の記載事項を確認するとともに、申請に係る高知県収入証紙の額を確認するものとする。

(2) 免許センター長及び署長は、申請の受理をするときは、第3の2(1)及び(3)に掲げる添付書類等の写しを1部作成し、原本については申請者に返還するとともに、別記第1号様式の国外運転免許証交付台帳(以下「交付台帳」という。)を作成するものとする。

(3) 署長は、申請を受理したときは、別記第2号様式の国外運転免許証交付申請書送付書に申請書並びに(2)により作成した提出書類等及び交付台帳を添えて、速やかに免許センター長に送付するとともに、所属においても申請書、交付台帳及び第3の2(3)に掲げる書面の写しを1年間保管するものとする。

(4) 免許センター長は、(2)又は(3)により申請を受理したときは、その内容等を審査の上、交付台帳へ必要事項を記載し、国外運転免許証の作成を行うものとする。

なお、申請書及び交付台帳の原本は、免許センターにおいて3年間保管するものとする。

(5) 免許センター長は、署長から申請書の送付を受けて国外運転免許証を作成したときは、別記第3号様式の国外運転免許証送付書に添えて、速やかに当該署長に送付するものとする。

### 2 国外運転免許証の交付

国外運転免許証は、申請を受理した免許センター、署又は分庁舎において、次の要領により原則として申請者本人に直接交付するものとする。ただし、第2の4による代理申請を認めたときは、代理申請者に交付することができるものとする。

(1) 日を異にして同種又は異種の申請があった場合における交付の方法

日を異にする同種又は異種の申請は、法的にはいずれも新規の申請である。この場合において、申請者が既に交付を受けた国外運転免許証を有する者であるときは当該国外運転免許証を提出させ、既に交付を受けた国外

運転免許証を亡失し、又は滅失したため当該国外運転免許証を有しない者であるときは、その事実を証するに足りる書類の提出又はその旨の上申をさせ、新規の国外運転免許証を交付するものとする。

なお、日を異にして異種の申請があった場合において交付される新規の国外運転免許証は、いわゆる併記の国外運転免許証となる。

## (2) 交付する際の教示事項

免許センター長及び署長は、国外運転免許証を交付するときは、次に掲げる事項について教示するものとする。

ア 国外運転免許証の有効期間は、1年であること。

イ 免許証に係る免許が失効し、又は取り消されたときは、その効力を失うこと。

ウ 免許証に係る免許の効力が停止されたときは、当該停止の期間中は国外運転免許証もその効力が停止されるので、住所地を管轄する公安委員会に当該国外運転免許証を提出しなければならないこと。

エ 国外運転免許証で自動車を運転することができる国は、1949年9月19日にジュネーブで締結された道路交通に関する条約の締結国(日本を除く。)に限られること。

オ 国外運転免許証で運転することができる自動車等は、国外運転免許証表紙3ページの裏のA、B、C、D又はE欄に高知県公安委員会のスタンプを押してある種類の車両に限られること。

カ 国外運転免許証の有効期間が満了したとき又は国外運転免許証が失効したときは、当該国外運転免許証の交付を受けた者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならないこと。ただし、免許センター長及び署長がやむを得ない理由があると認めたときは、他の都道府県公安委員会が公布した国外運転免許証の返納を受理するものとする。

## (3) 交付日

国外運転免許証の交付日は、次のとおりとし、交付の受付をする時間については、第2の2に定める受付の時間を準用する。

ア 免許センターに申請をした場合

申請の日とする。

イ 署又は分庁舎に申請をした場合

署又は分庁舎で申請書を受理した日から起算して7日(県の休日を除く。)後の日とし、交付日が休日に当たるときは、その翌日とする。ただし、国外運転免許証が交付日より早く署又は分庁舎に送付されたときは、当該交付日の範囲内において署長が定める日とする。

#### (4) 交付の方法

免許センター長及び署長は、次の要領により国外運転免許証を交付するものとする。

##### ア 交付台帳への記載

免許センターで交付する場合にあっては交付台帳に、署で交付する場合にあっては交付台帳の写しに交付年月日及び交付者の氏名を記載した上で、申請者(代理申請の場合にあっては代理申請者)に交付するものとする。

##### イ 国外運転免許証への署名

申請者本人に、国外運転免許証表紙3ページの裏の所持者の署名欄に原則として旅券等における表記に基づき、ローマ字の筆記体で署名させるものとし、申請者が怪我などの理由により署名できないときは、ぼ印を押させること。この場合において、代理申請者に交付するときは、申請者本人が所持者の署名欄に自署する必要があることを教示すること。

#### 第5 国外運転免許証の返納等

- 1 国外運転免許証の返納先は、原則として当該国外運転免許証の交付を受けた者の住所地を管轄する公安委員会とする。この場合において、他の都道府県公安委員会が交付した国外運転免許証の返納を受けた場合は、当該国外運転免許証を交付した公安委員会に対し、その旨を連絡すること。
- 2 署長は、国外運転免許証の返納を受理したときは、免許センター長に対しその旨を連絡するとともに、使用不能の状態にした後に廃棄するものとする。
- 3 免許センター長は、2による国外運転免許証の返納の受理又は免許センターにおける国外運転免許証の返納等の受理をしたときは、交付台帳の返納等の年月日及びその事由欄へ必要事項を記載するものとする。

(別記様式省略)





